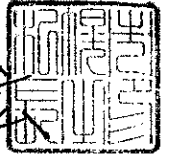


札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和6年12月13日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第55号

札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める  
規則

札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第47号）の施行期日は、令和6年12月20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。